

2019年度「人権」に関するポスター募集要領

1 目 的

三重県議会における人権県宣言の決議及び「人権が尊重される三重をつくる条例」に基づき、人権が尊重される、明るく住みよい社会を実現するため、広く県民に人間の尊厳と人権の尊重についての意識啓発を行うとともに、教育活動を通じて児童・生徒の人権意識の一層の高揚を図り、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題を解決していくことを目的とします。

2 主 催 三 重 県 三重県教育委員会

3 応募方法

(1) 内 容

人間の尊さ、自由と平等の大切さを訴え、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題を解決することの大切さを表現するものを描いてください。

(2) 応募資格

県内の児童及び生徒（1人1点で、**自作、未発表のもの**に限ります。）

(3) 用 紙 等

ア 画用紙は、4つ切り（38 cm×52 cm、縦横自由）とします。

イ クレヨン・パステル・ポスターカラー等水彩画の絵具を使用してください。
（色の数に制限はありません。）

ウ 標語は自由とします。

(4) 送付上の注意事項

ア 応募作品には、別添様式(1)により学校名、学年、名前、作品の意図等を明記したものを作品の裏面右下隅に必ず貼付してください。

イ 応募作品は、学校単位で、別添様式(2)及び様式(3)を添付して送付してください。

ウ 作品は、郵送でも結構ですが、**丸めずに必ず伸ばして送付してください。**

4 応募締切り

2019年（平成31年）9月9日（月）【人権センターに必着】

人権センターに直接提出していただく場合は17時までに1階事務室までお願いします。

なお、土・日・祝日も人権センターは開館しております。

5 応募作品の送り先

〒514-0113 津市一身田大古曾 693 番地の1

三 重 県 人 権 セ ン タ ー

電話番号 (059)233-5501 ファクシミリ番号 (059)233-5511

6 審査及び発表

作品は、各学校において審査を行い、県への応募は各学年で5点まで（但し、学年の児童・生徒数が200人を超える場合は、40人増すごとに1点追加して可）とします。

応募作品は、審査のうえ20点程度採用します。なお、作品意図も審査対象とします。

採用作品は、県が実施する人権啓発のためのカレンダー及び啓発物品などに使用するほか、人権センター内に展示しホームページに掲載します。

なお、採用作品については、当該学校へ連絡しますが、**個人表彰は行いません。**

（参加賞はありませんのでご承知おきください。）

7 その他

応募作品は、**2020年（平成32年）1月4日から3月31日までに当センターに引き取りにきていただく場合**に限り、当該学校へ返却します。（採用作品は啓発活動に活用するため返却できません。）